

令和4年3月4日

各 位

香川県信用組合
理事長 川畑 貢

不祥事件の発生について

このたび、香川県信用組合（高松市、理事長 川畑 貢）において、職員による下記の不祥事件が判明いたしましたのでご報告申し上げます。

お客さまからの信用と信頼を第一とする金融機関にあって、かかる事件が発生いたしましたことにつきまして、理事長以下全役職員が深く反省するとともに、常日頃からお愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま方に対しましても、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

当組合の元職員が在職中に、友人・知人の名義を借りて、普通預金口座の開設及び消費者ローン（保証会社の保証付、カードローンも含む。）を繰り返し実行し、当該資金を当組合から詐取したことが令和4年1月26日に判明いたしました。

- | | |
|---------------|--|
| ① 事 故 者 | 元：長尾支店 支店長（男性、49歳） |
| ② 事 故 発 生 店 | 新橋支店、円座支店（高松市）、長尾支店（さぬき市）、坂出支店（坂出市）の4店舗 |
| ③ 事故見込金額（累計） | 241,842,052円、（お客さま数：53先） |
| （うち被害見込額） | 101,324,352円、（お客さま数：49先） |
| ④ 事 故 の 期 間 | 平成22年4月13日から令和4年1月26日 |
| ⑤ 詐 取 金 の 使 途 | 事故者の遊興費（友人・知人との飲食費）、洋服等の購入、上記消費者ローンにおける毎月の返済資金 |

2. 名義借人への対応

今回の事件の名義借人に対しては、当組合顧問弁護士と相談しながら、具体的確認作業を行っていく予定としております。

3. 関係機関等への届出

事件発覚後、監督官庁へ法令に基づく届出を行うとともに、警察への相談を行っており

ます。

4. 事故者の処分

事故者につきましては、令和4年2月28日付で懲戒解雇しております。

また、高松北警察署へは既に相談しており、今後刑事告訴する予定であります。

5. 再発防止策と今後の対応

当組合では、常々コンプライアンスは全ての業務の基本として、経営上の最重要課題に位置付けてコンプライアンス態勢の整備に努めてまいりましたが、前回に続きこのような事件が発生したことを真摯に受け止め、全役職員に対するコンプライアンス教育の徹底を図り、コンプライアンス態勢と内部管理態勢の一層の強化・充実に努め、お客さまからの信頼回復に全役職員一丸となって取組んで参る所存であります。

加えて、各種態勢の強化のために、令和4年1月31日付で外部調査機関を立ち上げ調査等を行っております。

本件に関する問合せ先
香川県信用組合
担当者：法務監査部 藤井
 総合企画部 大橋
電 話：087-833-3315
 087-833-3316

以 上